

令和 5 年度分
徳島県における
環境中への化学物質の排出
(概要版)
知ってください
私たちのまわりの化学物質

私たちは、毎日の生活の中で、化学物質のいろいろな性質を利用して作られた製品を使っています。

徳島県内の工場・事務所などの事業所や家庭、自動車などからは、毎日様々な化学物質が排出されています。事業所では、化学物質を製造したり、生産工程で原材料などとして使用したりしていますし、家庭でも洗剤や防虫剤、塗料など多くの化学物質が使われています。また、自動車などの走行時や給油時にも化学物質が排出されています。

ここでは、令和 6 年度に届出・集計された令和 5 年度分のデータをもとに、徳島県における化学物質の環境への排出状況をお知らせします。

Q1 どのようにして化学物質の排出状況を調べるの？

A1 化学物質がどこからどれだけ環境中(大気・水・土壌)へ出ているか知るしくみ(PRTR 制度)があります。

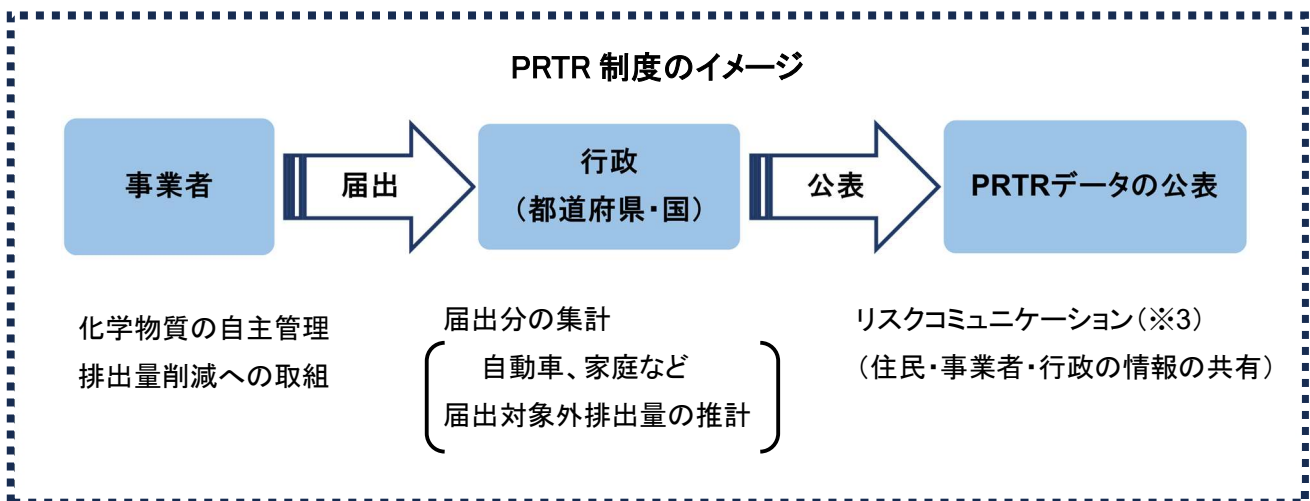
ピー・アール・ディー・アール

P R T R とは Pollutant Release and Transfer Register の頭文字をとった略称で環境汚染物質の排出と移動についての登録という意味です。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法または化管法:平成 11 年公布)に基づき定められました。

化学物質を取り扱う事業者(※1)は、有害性のある多種多様な化学物質をどのような発生源からどれだけ環境中へ排出したか(排出量)、あるいは廃棄物などとして処理するために事業所(※2)の外へ運び出したか(移動量)というデータを、県を通じて国に届け出ます。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象となっていない事業者のほか家庭、自動車などから排出される化学物質の量を推計して、届出データとあわせて公表します。このしくみが PRTR 制度です。

この制度によって、毎年どのような化学物質がどの発生源からどれだけ排出されているかがわかるようになります。



【用語解説】

※1 事業者

事業者には、民間の企業だけでなく、国、地方公共団体の機関なども含まれます。PRTR 制度の対象となる事業者は、対象となる化学物質(515 物質)を取り扱う事業者のうち、政令で定める要件(業種、従業員数、事業所での取扱量)に合致する事業者です。

※2 事業所

商店、工場、事務所、営業所、病院、発電所など、物の生産またはサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいいます。

※3 リスクコミュニケーション

住民、事業者、行政の全ての関係者が情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることです。

Q2 徳島県における化学物質の排出状況は？

A2 令和5年度における化学物質の排出量は、2,447トンです。

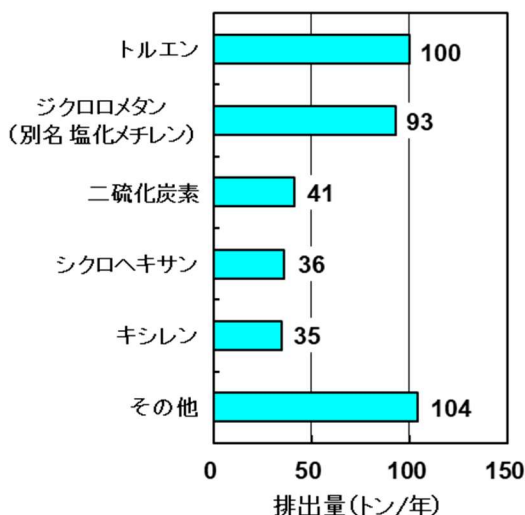
徳島県の届出事業所(231事業所)からの排出量は467トン(大気へ409トン、公共用水域(※4)へ58トン)でした。

届出事業所以外からの排出量の推計値は、1,980トンでした。

* 四捨五入により端数処理をしているため合計した数値と異なる場合があります。

「県内の事業所から排出された化学物質(届出分)」

大気への排出 409 トン/年



① 「トルエン」

化学合成(合成繊維、染料等)の原料、ガソリンの成分等

② 「塩化メチレン」

洗浄剤(金属部品加工時の油の除去)、医薬品や農薬を製造する時の溶剤等

③ 「二硫化炭素」

セロハンやレーヨンを製造するときの溶剤等

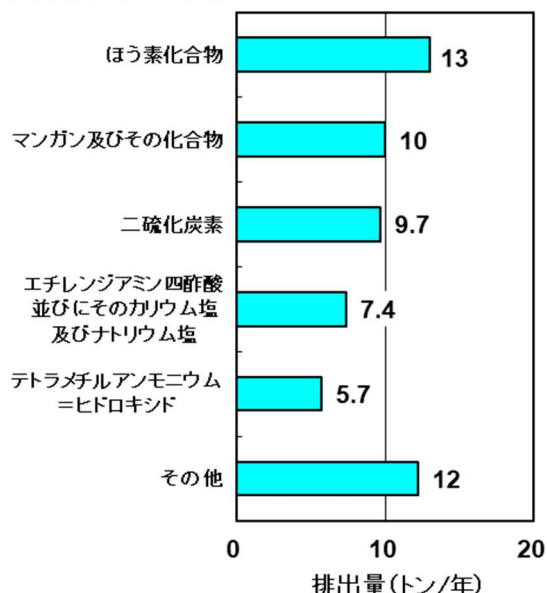
④ 「シクロヘキサン」

ナイロン原料、ワックスやゴムの有機溶剤等

⑤ 「キシレン」

化学合成(染料、医薬品等)の原料、塗料や接着剤の溶剤、ガソリンの成分等

公共用水域への排出 58 トン/年



① 「ほう素化合物」

ガラス繊維の原料、ゴキブリ駆除剤等

② 「マンガン及びその化合物」

合金の原料、鉄鋼製品の添加剤、電池等

③ 「二硫化炭素」

セロハンやレーヨンを製造するときの溶剤等

④ 「エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩」

洗浄剤、金属の表面処理剤、化粧品添加物等

⑤ 「テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド」

半導体や液晶を製造するときの試薬等

【用語解説】

※4 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する用水路等のことで、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します。

Q3 届出事業所以外からの排出量とは?

A3 化学物質は私たちの日常生活のさまざまな場面で排出されています。

届出事業所からだけでなく、次のようなところからも化学物質は排出されています。

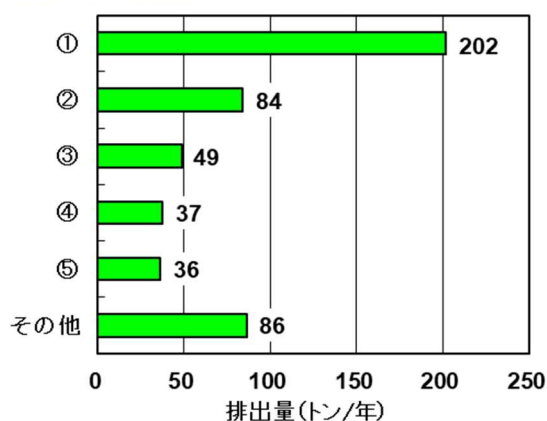
届出事業所以外の排出量(届出外排出量)については、国が家庭や自動車など主要な排出源からの排出量について推計を行っています。

○家庭からの排出(495トン/年)

私たちの生活の中でも化学物質を含む製品が数多く使われています。

このため、家庭から排出される化学物質の排出量を推計しています。

家庭からの排出量 495トン/年



① 「ホリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル」

台所用及び洗濯用洗剤等

② 「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」

洗濯用洗剤等

③ 「2-アミノエタノール」

家庭用洗剤、化粧品等

④ 「ホリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」

洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤等

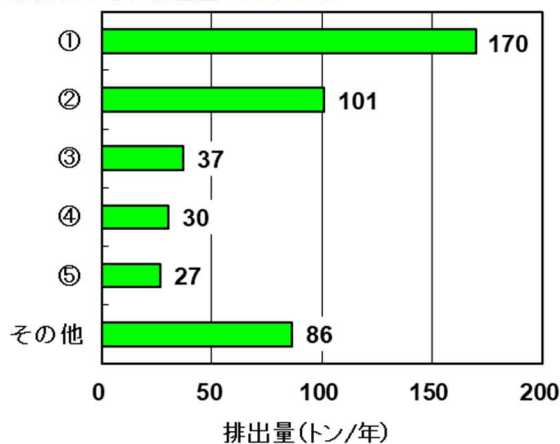
⑤ 「ジクロロベンゼン」

衣類の防虫剤、トイレの防臭剤等

○自動車等移動体からの排出(451トン/年)

自動車、二輪車、船舶などからの排出ガス中などに含まれる物質について排出量を推計しています。

移動体からの排出量 451トン/年



① 「トルエン」

② 「キシレン」

③ 「ベンゼン」

環境中への総排出量の大半が、自動車等移動体からの排出によるものです。

④ 「ヘキサン」

ガソリンや灯油の成分

⑤ 「エチルベンゼン」

合成原料や溶剤に含まれる他、ガソリンや灯油にも含まれている。

○届出の対象となっていない業種からの排出(670トン/年)

農・林・漁業、建設業、飲食業などの業種について、農薬、接着剤、塗料、洗浄剤などを対象に排出量を推計しています。

○届出要件未滿の対象業種からの排出(364トン/年)

PRTR 制度の対象業種で従業員が 21 人未滿または、対象化学物質の年間取扱量が規定量以下の事業者からの排出量を推計しています。

もっと知りたいときは…

環境中への化学物質の排出についてもっと詳しく知りたい方は、国及び関係機関、徳島県のホームページに掲載されている情報をご利用ください。

徳島県のホームページ
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)



「徳島 PRTR のページ」へ



国及び関係機関のホームページ

○環境省 (PRTR インフォメーション広場)

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

○環境省 (化学物質ファクトシート: 化学物質の健康影響などについての情報)

<https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html>

○経済産業省 (化学物質排出把握管理促進法のページ)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構

(化学物質排出把握管理促進法関連情報のページ)

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

徳島県の PRTR 関係窓口

徳島県生活環境部環境管理課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町一丁目 1 番地

TEL: 088-621-2271

FAX: 088-621-2847